

# 福岡県公報

平成25年8月6日  
第3519号

## 目次

### 告示(第1244号-第1265号)

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| ○開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) …………… 1   |
| ○公共測量の実施                | (県土整備総務課) …………… 1 |
| ○公共測量の実施                | (県土整備総務課) …………… 2 |
| ○公共測量の終了                | (県土整備総務課) …………… 3 |
| ○公共測量の終了                | (県土整備総務課) …………… 3 |
| ○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 | (農山漁村振興課) …………… 3 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請    | (社会活動推進課) …………… 4 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請    | (社会活動推進課) …………… 4 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請    | (社会活動推進課) …………… 4 |
| ○保安林予定森林の所在場所等          | (農山漁村振興課) …………… 5 |
| ○保安林予定森林の所在場所等          | (農山漁村振興課) …………… 5 |
| ○保安林の所在場所等              | (農山漁村振興課) …………… 5 |
| ○保安林の所在場所等              | (農山漁村振興課) …………… 6 |
| ○保安林の所在場所等              | (農山漁村振興課) …………… 6 |
| ○保安林の所在場所等              | (農山漁村振興課) …………… 7 |
| ○開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) …………… 7   |
| ○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) …………… 7 |

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8

## 公 告

○屋外広告物講習会の開催 (公園街路課) …………… 8

## 告 示

### 福岡県告示第1244号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市波多江字梢把669番2、669番3、669番10及び669番11
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三重県桑名市大字福島962 スペリア桑名アネックス1 105号 波多江 和義  
糸島市波多江679 波多江 あゆみ

### 福岡県告示第1245号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間                      |
|---------|------------------------------|
| 直方市新入地域 | 平成25年5月21日から<br>平成25年8月30日まで |

**福岡県告示第1246号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡北九州高速道路公社理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域  | 実施期間                         |
|-------|------------------------------|
| 福岡市東区 | 平成25年6月13日から<br>平成25年8月31日まで |

**福岡県告示第1247号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域 | 実施期間                         |
|------|------------------------------|
| 筑後市  | 平成25年5月10日から<br>平成27年3月31日まで |

**福岡県告示第1248号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域                  | 実施期間                        |
|-----------------------|-----------------------------|
| 北九州市八幡西区浅川台2丁目、浅川台3丁目 | 平成25年7月2日から<br>平成26年1月31日まで |

**福岡県告示第1249号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、古賀市高田土地区画整理組合設立準備会会長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域       | 実施期間                          |
|------------|-------------------------------|
| 古賀市大字久保の一部 | 平成25年7月16日から<br>平成25年12月25日まで |

**福岡県告示第1250号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、（仮称）福岡市橋本駅前土地区画整理準備組合委員長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定

により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3・4級基準点測量、3・4級水準測量、現況調査）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域                     | 実施期間                         |
|--------------------------|------------------------------|
| 福岡市西区戸切1丁目、戸切2丁目、橋本2丁目地内 | 平成25年7月22日から<br>平成25年9月30日まで |

福岡県告示第1251号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域   | 終了年月日      |
|--------|------------|
| 遠賀郡遠賀町 | 平成25年5月23日 |

福岡県告示第1252号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域                                    | 終了年月日      |
|---|------------|
| 久留米市の一部、筑後市の一部、大川市の一部、みやま市の一部、三潞郡大木町の一部 | 平成25年6月18日 |

福岡県告示第1253号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成25年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

変更前

| 調査を行う者の名称 | 調査地域   |
|-----------|--|
| 北九州市      | 若松区<br>波打町、響南町・原町・東小石町・栄盛川町・深町一丁目の各一部<br>小倉南区<br>沼南町二丁目、沼南町三丁目・新曽根の各一部 |
| 柳川市       | 三橋町柳河、三橋町枝光、三橋町吉開、三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯島                                    |

変更後

| 調査を行う者の名称 | 調査地域   |
|-----------|--|
| 北九州市      | 若松区<br>波打町、響南町・原町・東小石町・栄盛川町・深町一丁目の各一部<br>小倉南区<br>沼南町二丁目、沼南町三丁目・新曽根・葛原東三丁目・沼南町一丁目・沼本町一丁目・沼緑町一丁目・大字葛原・大字沼・大字曾根の各一部 |

柳川市

三橋町柳河、三橋町枝光、三橋町吉開、三橋町起田、三橋町木元、  
三橋町磯鳥、柳川市蒲池

### 福岡県告示第1254号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人直方市特別支援教育後援会

(2) 代表者の氏名

谷 弥壽彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市神正町3番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、特別支援教育を必要とする児童・生徒等とその家族・関係者及び地域社会に対して適切な療育・正しい知識の啓蒙や支援システムの研究開発・人材育成を行うと共に平等かつ先駆的な教育を推進し、また自然の営みから得られる生命の大切さや「江戸しぐさ」の伝承等を通じて子供たちのいのちと心が尊重され、未来への希望と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1255号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ハートフルボイス

(2) 代表者の氏名

村上 拓

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2270番地35

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第1256号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人鈴の音福祉会

(2) 代表者の氏名

高野 俊二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県豊前市大字八屋2015番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその家族、何らかのハンディキャップを持つ全ての人に対して社会生活を営む上で必要な生活支援や就労支援、または余暇の充実のためのサークル活動等を通し、障害者が主体的にかつ、豊かに生きていける地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1257号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸565の8、569の7、574の14、598の1、599の2、667の23、705の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

569の7

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1258号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宗像市吉田字今ヶ浦935の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1259号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
大野城市大字牛頸703
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1260号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
福岡市早良区大字椎原字長畑923の20・923の22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1261号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字篠栗字桐ノ木谷719の11、719の1（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的  
水源の涵養かん
  - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇桐ノ木谷719の1・719の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1262号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字西畑字小中636の1、636の2、642の2、643、644の1、644の

2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小中636の1・636の2・642の2・643・644の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1263号

次の開発行為に関するが完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字江辻字倉ヶ元389番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原35番地1 シングレートヒルズ202号

松永 慎平

#### 福岡県告示第1264号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字新荒シ818の23（国有林。次の図に示す部分に限る。）・818の24・818の25（以上2筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

朝倉市秋月野鳥字屋敷裏814の4・816の5（以上2筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1265号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年8月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名       | 供用開始の区間                                   |
|----------|-----------|---|
| 久留米      | 城島線<br>三瀨 | 久留米市城島町榑津1294番12先から<br>久留米市城島町榑津1292番5先まで |

**公 告**

**公告**

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成25年8月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開催の日時及び場所

| 開催期日       | 時間                     | 場 所  |
|------------|------------------------|--|
| 平成25年8月30日 | 午前9時30分から<br>午後4時30分まで | 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号<br>西日本総合展示場 A I Mビル3階 311会議室 |

2 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成25年8月30日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成25年8月9日（金曜日）から8月22日（木曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成25年8月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土整備事務所に行うこと。